

○姫路市立高等学校授業料等徴収条例

昭和25年6月1日

条例第11号

改正 昭和26年4月1日条例第6号

昭和27年4月1日条例第10号

昭和28年4月1日条例第19号

昭和31年7月11日条例第10号

昭和41年4月1日条例第17号

昭和49年7月1日条例第41号

昭和50年12月27日条例第60号

昭和51年4月1日条例第33号

昭和53年4月1日条例第21号

昭和54年12月25日条例第46号

昭和55年3月31日条例第29号

昭和57年3月29日条例第19号

昭和58年3月25日条例第12号

昭和59年6月27日条例第33号

昭和60年3月30日条例第11号

昭和61年3月26日条例第23号

昭和62年3月26日条例第16号

平成元年3月24日条例第9号

平成元年12月25日条例第35号

平成3年3月25日条例第8号

平成4年3月26日条例第23号

平成5年3月25日条例第17号

平成7年3月28日条例第8号

平成9年3月31日条例第14号

平成10年3月26日条例第16号

平成13年3月28日条例第28号

平成16年3月29日条例第20号

平成19年3月28日条例第30号

平成22年3月31日条例第30号

平成26年3月26日条例第28号

第1条 この条例は、姫路市立高等学校の授業料、入学考査料及び入学料の徴収について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 授業料は、年額118,800円とする。

2 学年の中途に入学（転学、編入学を含む。）し、退学し、又は卒業する者に係るその学年の授業料の額は、前項の規定にかかわらず、授業料の年額の12分の1に相当する額（以下「授業料の月額」という。）に在学する月数を乗じて得た額とする。

第3条 授業料は、学校の休業、生徒の欠席又は停学を命じた場合においてもこれを免除しない。ただし、休学を許可された者については、授業料の月額に休学した日の属する月の翌月（休学した日が月の初日であるときは、休学した日の属する月）から復学する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額の授業料を免除する。

第4条 授業料は、授業料の月額を在学する月ごとに徴収するものとし、次の表の左欄に掲げる在学する月の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める日を徴収期限とする。ただし、最終学年に在籍し、3月に卒業する見込みの者に係る1月から3月までの授業料の月額の徴収期限については、同表の規定にかかわらず、2月20日とする。

在学する月	徴収期限
4月、5月、6月	6月20日
7月、8月、9月	9月20日
10月、11月、12月	12月20日
1月、2月、3月	3月20日

2 3月、6月、9月又は12月のいずれかの月の21日から月末までの間において、入学し、又は復学した者に係る当該月の授業料の月額の徴収期限については、前項の規定にかかわらず、当該月の末日とする。

3 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第4条の規定による申請をしている者に係る授業料の月額（当該申請を行った日から当該申請に係る処分がなされる日までの間に徴収期限が到来するものに限る。）の徴収期限については、前2項の規定にかかわらず、当該申請に係る処分がなされた日の属する月の翌月の20日とする。

4 法第4条の認定を受けた者に係る授業料の月額（当該認定を受けている間において徴収期限が到来するものに限る。）の徴収については、当該月分の就学支援金（法第3条

に規定する就学支援金をいう。以下「支援金」という。)が支給される日の属する月の翌月末日又は第1項に規定する徴収期限のいずれか遅い日とする。ただし、法第9条の規定により支援金の支払を一時差し止められているときは、この限りでない。

第5条 教育委員会は、特別の事情があると認めた者に対して、授業料、入学考査料及び入学料を減免し、又はその徴収期限を延長することができる。

第6条 正当な理由がなく、納期限内に授業料を納めない者があるときは、その者の出席を停止することができる。

第7条 入学考査料の額は、2,200円とする。

2 前項の入学考査料は、入学願書を受理するときに徴収するものとする。

第8条 入学料の額は、5,650円とする。

2 前項の入学料は、入学を許可するときに徴収するものとする。

第9条 いったん納めた入学考査料は、いかなる理由があってもこれを還付しないものとする。

第10条 この条例の施行について必要な事項があるときは、教育委員会が定める。

第11条 この条例は、昭和25年4月1日より施行する。

第12条 昭和51年3月31日現在において在学する者に限り、その者の授業料は、第2条の規定にかかわらず、14,400円とする。

第13条 昭和53年3月31日現在において姫路市立高等学校に在籍する者に限り、その者の授業料は、第2条の規定にかかわらず、38,400円とする。

2 昭和53年4月1日新たに姫路市立高等学校に在籍することとなる者の授業料は、第2条の規定にかかわらず、48,000円とする。

3 昭和54年4月1日に新たに姫路市立高等学校に在籍することとなった者の授業料は、第2条の規定にかかわらず、57,600円とする。

第14条 平成2年度に姫路市立高等学校に入学しようとする者の入学考査料の額については、第7条第1項の規定にかかわらず、1,700円とする。

附 則（昭和26年4月1日条例第6号）

この条例は、昭和26年2月1日から適用する。

附 則（昭和27年4月1日条例第10号）

この改正条例は、昭和27年4月1日から施行する。

附 則（昭和28年4月1日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和27年11月1日から適用する。ただし、授業料及

び考査料に関する改正規定については、昭和28年4月1日から施行する。

附 則（昭和31年7月11日条例第10号）

この改正条例は、昭和31年7月1日から施行する。ただし、昭和31年3月31日現在に在学する者の授業料については、なお、従前の規定による。

附 則（昭和41年4月1日条例第17号）

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。ただし、昭和41年3月31日現在に在学する者の授業料については、なお、従前の例による。

附 則（昭和49年7月1日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年12月27日条例第60号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年4月1日条例第33号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日条例第21号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年12月25日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日条例第29号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月29日条例第19号）

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

2 〔略〕

附 則（昭和58年3月25日条例第12号）

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

2 昭和58年3月31日現在において姫路市立高等学校に在籍する者の授業料については、この条例による改正後の姫路市立高等学校授業料等徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 昭和58年度に姫路市立高等学校に入学しようとする者の入学考査料の額については、改正後の条例第7条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和59年6月27日条例第33号）

この条例は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月30日条例第11号）

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 昭和60年度に姫路市立高等学校に入学しようとする者の入学考査料の額については、改正後の姫路市立高等学校授業料等徴収条例第7条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和61年3月26日条例第23号）

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 昭和61年3月31日現在において姫路市立高等学校に在籍する者の授業料については、この条例による改正後の姫路市立高等学校授業料等徴収条例第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和62年3月26日条例第16号）

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 昭和62年度に姫路市立高等学校に入学しようとする者の入学考査料の額については、この条例による改正後の姫路市立高等学校授業料等徴収条例第7条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月24日条例第9号）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 平成元年3月31日現在において、姫路市立高等学校に在籍する者の授業料については、この条例による改正後の姫路市立高等学校授業料等徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成元年度に姫路市立高等学校に入学しようとする者の入学考査料の額については、改正後の条例第7条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成元年12月25日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年3月25日条例第8号）

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成3年度に入学しようとする者の入学考査料の額については、この条例による改正後の姫路市立高等学校授業料等徴収条例第7条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月26日条例第23号）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

- 2 平成4年3月31日現在において、姫路市立高等学校に在籍する者の授業料については、この条例による改正後の姫路市立高等学校授業料等徴収条例第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成5年3月25日条例第17号）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成5年度に入学しようとする者の入学考査料の額については、この条例による改正後の姫路市立高等学校授業料等徴収条例第7条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月28日条例第8号）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は公布の日から施行する。
- 2 平成7年3月31日現在において姫路市立高等学校に在学する者の授業料については、この条例による改正後の姫路市立高等学校授業料等徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成7年4月1日以後に姫路市立高等学校に転学又は編入学をした者の授業料の額については、改正後の条例第2条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する学年に在学する者に係る授業料の額と同額とする。
- 4 改正後の条例第5条の規定は、平成7年度以後に入学しようとする者について適用する。
- 5 平成7年度に姫路市立高等学校に入学しようとする者の入学考査料の額については、改正後の条例第7条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月31日条例第14号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成9年度に姫路市立高等学校に入学しようとする者の入学考査料の額については、この条例による改正後の姫路市立高等学校授業料等徴収条例第7条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月26日条例第16号）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年3月31日現在において姫路市立高等学校に在学する者の授業料の額については、この条例による改正後の姫路市立高等学校授業料等徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 平成10年4月1日以後に姫路市立高等学校に転学又は編入学をした者の授業料の額については、改正後の条例第2条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する学年に在学する者に係る授業料の額と同額とする。

附 則（平成13年3月28日条例第28号）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日現在において姫路市立高等学校に在学する者の授業料の額については、この条例による改正後の姫路市立高等学校授業料等徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成13年4月1日以後に姫路市立高等学校に転学又は編入学をした者の授業料の額については、改正後の条例第2条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する学年に在学する者に係る授業料の額と同額とする。

附 則（平成16年3月29日条例第20号）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日現在において姫路市立高等学校に在学する者の授業料の額については、この条例による改正後の姫路市立高等学校授業料等徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成16年4月1日以後に姫路市立高等学校に転学又は編入学をした者の授業料の額については、改正後の条例第2条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する学年に在学する者に係る授業料の額と同額とする。

附 則（平成19年3月28日条例第30号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日現在において姫路市立高等学校に在学する者の授業料の額については、この条例による改正後の姫路市立高等学校授業料等徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成19年4月1日以後に姫路市立高等学校に転学又は編入学をした者の授業料の額については、改正後の条例第2条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する学年に在学する者に係る授業料の額と同額とする。

附 則（平成22年3月31日条例第30号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日条例第28号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に姫路市立高等学校に在学している者の授業料の徴収については、改正後の姫路市立高等学校授業料等徴収条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等をいう。）に在学している者で施行日以後に姫路市立高等学校に転学又は編入学をした者に係る授業料の徴収については、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。